

外国特許トピックス

2020年12月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

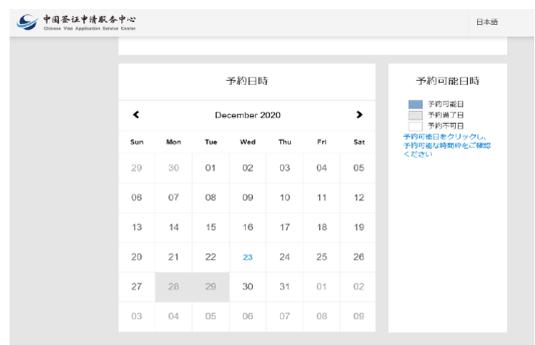
中国向け書類に対する中国大使館領事認証の取得

お客様より、中国特許訴訟に必要な書類に対する中国大使館領事認証を取得するようご依頼をいただくことがあります。最近はこの認証を取得することが難しいようですので、今回は弊社外国事務部にご依頼いただいた件を例に中国大使館領事認証の取得について紹介します。

1. 中国大使館領事認証の取得状況

以前は、お客様より弊社宛に中国大使館領事認証の取得をご依頼いただくと、認証代行業者に取得を依頼し、その代行業者が必要な手続きを行っていました。しかし、数カ月前にお客様よりご依頼をいただき、認証代行業者に取得依頼を行ったところ、「認証申請を行うためには申請予約を行い、予約番号を取得してから申請が可能になるが、現在その予約が困難なため予約は依頼者(弊社)が行う(申請自体は代行業者が行う)」運用に変更されていました。

中国大使館領事認証の申請は中国ビザ申請サービスセンターが管理しており、同センターのホームページにおいてオンラインのみで受け付けられます。予約画面を開き予約を試みましたが、結果的に予約を行うことができませんでした。同センターにどのようなしたら予約できるかを問い合わせたところ、オンライン予約はすぐ満員になるが、自動更新されるため、平日の12時または19時に予約画面を確認するようアドバイスをもらいました。これに従い数日間12時と19時に予約画面を確認しましたが、予約できる気配は全くありませんでした(右はオンライン予約画面の画像です)。



同センターに認証取得を急いでいる旨を伝えて予約の相談を行ったところ、中国大使館指定の旅行代理店に依頼する方法があるとの回答を得ることができました。指定旅行代理店は中国大使館領事部のホームページにリスト形式で複数掲載されていました。この中から至急対応が可能な旅行代理店を探し出し、無事に申請予約および中国大使館領事認証を取得することができました。個人でオンライン予約を試みるより、指定旅行代理店を通して予約し認証を取得する方が早いことがわかりました。弊社外国事務部はこの方法で数件の認証取得を行いました。

2. 法人による認証取得の必要書類

No.	項目	備考
1	中華人民共和国大使館・領事館領事認証申請表	会社の住所、会社代表者の身分証明書情報、認証を必要とする書類の種類や用途の記載のほか、会社代表者の署名が要求されています。
2	認証を必要とする書類の原本とコピー	私文書(委任状など)の場合は公証認証と外務省公印確認、公文書(履歴事項全部証明書など)の場合は外務省公印確認が要求されています。
3	会社代表者のパスポートあるいは身分証明書のコピー	1の申請表に記載する会社代表者の身分証明書情報の証明として要求されています。
4	申請を代行する者の身分証明書の原本とコピー	代行者が申請する場合に代行者自身が用意します。
5	会社代表者の委任状	会社代表者の印鑑と署名が要求されています。
6	領事館員が認証申請に関係すると認識する他の証明文書	会社代表者の確認のため履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)などが要求されています。

※上記項目は中国ビザ申請サービスセンターのホームページに掲載されている内容です。指定旅行代理店を通して申請する場合、代理店により依頼者に対して準備を要求する書類が異なるようです。

3. 中国大使館宛に行う認証取得手続きに係る日数と費用

No.	種類	日数	費用
1	通常	2週間	8,850円/1通
2	特急	1週間	17,700円/1通

中国ビザ申請サービスセンターは月曜日および水曜日の午前中のみ申請を受け付けます。申請の混み具合により異なりますが、特急申請は水曜日に申請すると翌月曜日または水曜日に認証済み書類を受領できます。例えば、弊所に特急申請でご依頼いただく場合、公証認証や外務省公印確認の取得に1週間～10日、領事認証の取得に1週間かかり、ご依頼から3週間ほどで納品できると見込まれます。

上記費用は中国大使館に支払う金額です。このほかに公証認証や外務省公印確認を取得するための費用、および弊社手数料などが発生します。弊所に中国大使館領事認証の取得をご依頼いただく場合、詳細は各担当部署にお問い合わせください。

以上